

鎌田小学校 いじめ防止基本方針

一 いじめ防止に関する基本的な考え方

1 基本理念

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得ること」であり、「どの子ども被害者にも加害者にもなりうる」という認識を基本とし、私たちは、日頃からその兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対処するものである。

学校は、児童にとって、安心・安全に生活できる場であり、一人ひとりの尊厳が大切にされ、互いに認め合える人間関係の中で集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる場であらねばならない。私たちは、日々の学校教育活動の中で、児童が人権感覚を培うとともに、自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる学校づくりを進めなくてはならない。

2 いじめの定義

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より）

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ☐ 理由もなくいじわるなことをされる。
- ☐ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ☐ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ☐ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ☐ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ☐ 金品をたかられる。
- ☐ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ☐ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

(2) いじめに対する教職員の基本的な姿勢

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的になされるものではなく、いじめられた児童の立場に立ってなされなくてはならない。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察したり、日常の交友関係の情報を広く聞き取ったりすることに基づくを惜しんではならない。

いじめに対して教員がとるべき基本姿勢としては、以下のようなものがある。

- ☐ いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ☐ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ☐ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ☐ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ☐ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ☐ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ☐ いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

3 いじめ防止のための組織

- (1) 名称：「いじめ・不登校対策委員会」の設置
- (2) 構成員：学校長、教頭、担当主任、教務、各学年主任、生徒指導主事、養護教諭
【調査班】 上記下線＋担任、特支CD
【対応班】 上記下線＋担任、学年担任
- (3) 活動内容：①学校いじめ防止基本方針の策定と見直し
②いじめの未然防止・早期発見への対応
③いじめへの対応
④教職員の資質向上のための校内研修
⑤年間計画の企画と実施
⑥年間計画進捗のチェック
⑦各取り組みの有効性の検証
⑧緊急対応（重大事態への対応）

二 いじめの未然防止のために

1 基本的考え方

いじめの未然防止にあたっては、人権に関する知的理解にとどまらず、人権感覚を育む学習活動を各教科、学年・学級活動、行事等の場面において、それぞれの特質に応じて総合的に推進する必要がある。これらの活動を通して、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築けるように、全教職員は目的意識を持って日々取り組まねばならない。こうした取り組みを通して、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

2 いじめの未然防止のための措置

(1) いじめについての共通理解

いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修で周知を図り、平素から教職員全体の共通理解を図る。

また、児童に対しても朝の会・帰りの会や学年・学級活動などで、適宜いじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されないこと」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

そして、何よりもいじめの芽や根をはびこらせないために、「児童の学校生活の基盤である

学級が、どの子にとっても居場所のある温かな人間関係に基づく仲間集団となるような学級づくりに努めること」。また、「お互いに信頼しあい、その意見の差異をも学習の糧にできる学習集団となるような、どの子にとっても魅力ある授業づくりに努めること」を全教職員の根底認識とする。

(2) いじめに向かわせないための教職員による指導

- ① いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。
- ② 日常的にいじめ問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」ということを、児童一人ひとりの心に深く刻み込む指導を行う。合言葉「いじめは しない・させない・みのがさない」
- ③ 担任の学級経営力を高めるための努力を日常的に行う。
 - ・達成の程度が確認できる具体的な学級目標の設定とその推進
 - ・生活を振り返り、成長した（変化した）自分を自覚できる学級づくり
 - ・ルールが守られ、秩序があり、「安心・安全」が保証された学級づくり
 - ・教師と子ども、子どもと子どもに、心のつながりのある関係づくり（リレーション）
- ④ 一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりに努める。
 - ・基礎的・基本的事項の確実な習得
 - ・主体的に取り組むことができる「課題」づくり
 - ・仲間との関わりを通し、さらに自分の学びを高めることができる授業づくり
 - ・学びを振り返り、成長した（変化した）自分を自覚できる授業づくり
 - ・特別な支援の必要な児童に対するきめ細かな個別指導の実施

(3) いじめに向かわせないために児童に培う力とその方策

- ① 培う力
 - ・相手の気持ちや周囲の気持ちを適切に読み取る「コミュニケーション能力」
 - ・「人権・権利」についての正しい知識と意識
 - ・援助希求力（助けを求めたり、相談できる力）
 - ・状況への対応力（周囲の状況を自分のこととして考え対応する力）
 - ・アサーティブな表現力（より良い人間関係を築くための自分も相手も大切にしたい自己表現力）
 - ・自己有用感、自己肯定感
- ② そのための方策
 - ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進
 - ・総合的な学習の時間の充実
 - ・一人ひとりを大切にしたい分かりやすい授業づくり
 - ・一人ひとりが活躍できる集団づくり
 - ・主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越える体験の機会の設定
 - ・アサーション・スキル・トレーニング / ソーシャル・スキル・トレーニング
 - ・他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会の設定
 - ・社会参画活動の推進

三 いじめの早期発見のために

1 基本的考え方

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。

また、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い情報を共有する。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 学校は、休み時間や放課後の児童の様子に目を配る等して日々児童観察を行うことにより、いじめの早期発見に努めるとともに、定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。
- (2) 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- (3) 児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているか等、定期的に体制を点検し、カウンセラーや子どもと親の相談員・特別支援教育支援員等の利用について広く周知するとともに、いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

四 組織的対応

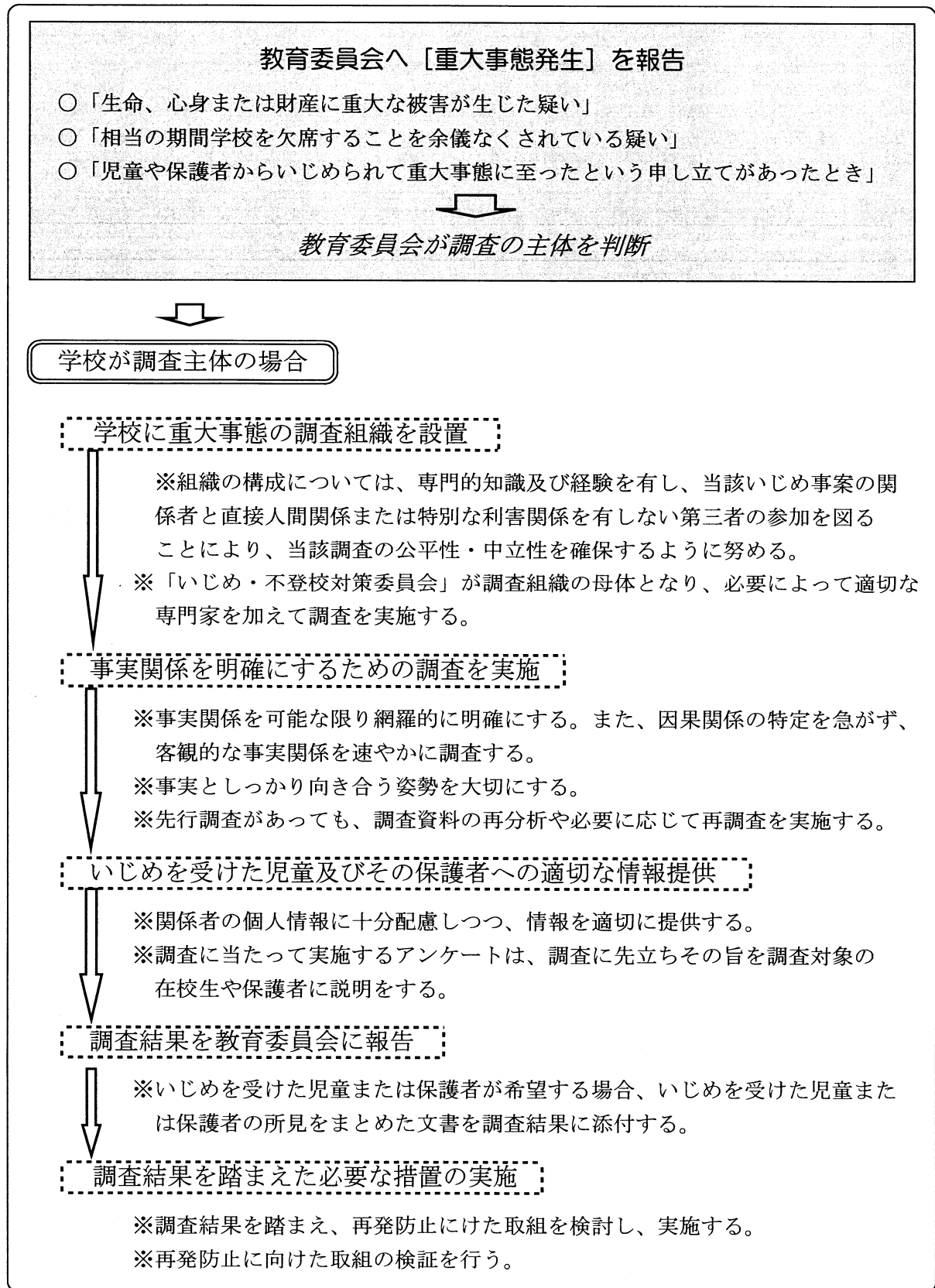
1 いじめ発見時の対応

- (1) いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題解消にむけて「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、即刻いじめをやめさせ、被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- (3) 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- (4) 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- (5) いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- (6) いじめが解決したとみられる場合でも、その後も児童の様子を見守り、被害児童・加害児童ともに継続的に十分な注意を払い、必要な指導や支援を行う。
- (7) ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等と連携して行う。

2 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

【重大事態への対応フロー図】



五 いじめの未然防止・早期発見のための年間計画

<取組の年間計画>

	「いじめ・不登校 対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	○「いじめ防止基本方針」の内容確認	○相談室やＳＣの児童・保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○１年生を迎える会	○いじめ相談窓口の児童・保護者への周知 ○身体測定	○相談室・ＳＣやいじめ相談窓口について保護者へ周知 ○授業参観
5月			○いじめアンケート実施①	
6月		○情報モラル指導 (５年メディアリテラシー講座)	○身体測定	○家庭訪問 ○学校評議員行事参観・学校運営方針説明
7月			○いじめアンケート実施②	○学校評価アンケート①
8月			○身体測定	
9月			○いじめアンケート実施③	○ＰＴＡ講演会
10月				○学校評議員行事参観 ○保護者懇談会
11月		○なかよし旬間 (講話・講演会・集会・交流会等)	○いじめアンケート実施④ ○身体測定	○なかよし旬間 (人権関連授業参観) ○学校評価アンケート②
12月	○職員による学校評価の検証			
1月				○学校評価結果の公表
2月	○学校評価結果の検証 「いじめ基本方針」の見直し		○いじめアンケート実施⑤ ○身体測定	○学校評議員授業参観 学校評価結果への意見等
3月		○６年生を送る会	○いじめアンケート実施⑥	
通年	○いじめ情報の収集と報告 ○対応策の検討	○集会等での校長講話 ○道徳教育の充実 ○わかる授業の実践 ○学級経営の充実	○ＳＣ教育相談 ○健康観察の実施 ○日記 ○職員会議（教務学年主任会）での児童理解の時間確保	○あいさつ二の日 (毎月２・１２・２２日)